平成２５年（フ）第１７２４号
名古屋市港区当知４丁目2402番地、従前の住所名古屋市港区小碓３丁目65番地　プランドールＫ406号
債務者　森美子こと　金　　美子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８６０号
名古屋市千種区上野３丁目５番８号
債務者　上田　　学
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３０８号
愛知県一宮市新生３丁目２番７号　ＲＥＳＵＲＧＥ23・110号
債務者　上川　義英
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３１６号
愛知県丹羽郡扶桑町大字柏森字郷前69番地
債務者　溝端　　進
1　決定年月日時　平成25年10月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３６４号
京都府宇治市広野町一里山50番地の３　ユージーハウス２－２号
債務者　益田　博文
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１７４号
兵庫県神崎郡市川町浅野297番地の１
債務者　多田　昌彦
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２５号
鳥取県倉吉市福庭町１丁目183番地蔵本荘11号、旧住所鳥取県倉吉市秋喜西町12番地１レオパレスソレーユスリー207号室
債務者　中川　敬介
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第２８号
鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢451番地１町住Ａ－１号、旧住所鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢458番地１
債務者　加登脇和美
1　決定年月日時　平成25年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２５年（フ）第８４０号
広島市中区千田町３丁目11番７―603号
債務者　福原勢津子
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８５６号
広島市安佐南区西原８丁目31番25―303号
債務者　三浦　房枝
1　決定年月日時　平成25年10月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１２０７号
福岡県太宰府市国分５丁目20番16号
債務者　小林　幸子
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２１８号
福岡県朝倉市上浦403番地
債務者　草場由美子（旧姓三好）
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２４３号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原109番地12フォブール因Ｂ203号
債務者　山里　明子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３４５号
福岡市南区井尻４丁目42番15―5309号
債務者　松本　　章
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３９６号
福岡市東区箱崎４丁目13番12号
債務者　溝口　　司
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４０８号
福岡市南区若久２丁目28番15―205号
債務者　神　　洋満
1　決定年月日時　平成25年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４２７号
福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲279番地８
債務者　山本　信一
1　決定年月日時　平成25年10月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月24日まで
福岡地方裁判所第４民事部